

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 156 (会社法監査における会計監査人の監査報告書日後に生じた) 重要な後発事象の開示制度別の取扱いについて

今回は、会社法監査における会計監査人の監査報告書日後の重要な後発事象の取扱いについて、開示制度別に記載します。

後発事象は下記に2つに分類されます。

(監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」(以下76号報告)3)

(1) 修正後発事象…発生した事象の実質的な原因が決算日現在において既に存在しているため、財務諸表の修正を行う必要がある事象

(2) 開示後発事象…発生した事象が翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼすため、財務諸表に注記を行う必要がある事象

これらの後発事象は会社法監査における会計監査人の監査報告書日後から金融商品取引法監査の監査報告日までの期間に実務上の配慮が必要になります。

(以下の項目76号報告[付表1]2.実務上の取扱い)

### 1. 計算書類

#### (1) 修正後発事象

会計監査人の監査報告書が提出されているので、計算書類の修正は実務上困難です。

監査役が監査報告書の提出前であれば、同報告書に内容を追加して記載することになります。

監査役が監査報告書を提出されている場合、計算書類の修正も監査報告書による開示も事実上不可能です。

この場合、株主総会において取締役から報告することが考えられます。

#### (2) 開示後発事象

監査役が監査報告書の提出前であれば、監査役が同監査報告書にその事実を追加して記

載します。

監査役の監査報告書が提出されている場合、いずれの書類によっても開示は事実上不可能です。

この場合、株主総会において取締役から報告することが考えられます。

## 2. 財務諸表

### (1) 修正後発事象

財務諸表の修正は実務上困難であるので財務諸表において開示後発事象として注記します。

### (2) 開示後発事象

財務諸表に注記するものとします。

なお、修正後発事象、開示後発事象ともに金融商品取引法の監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに発生した後発事象についての経営者の対応には、次のようなものが考えられます。

a. 経営者が、当該後発事象を反映させた財務諸表を新たに作成し、かつ、当該財務諸表を有価証券報告書で開示します。

(臨時報告書が作成されるときもあります)。

b. 経営者が、当該後発事象について、「経理の状況」における「連結財務諸表等」又は「財務諸表等」の「その他」に記載します。